

経済安全保障推進法と企業法務

目次

第1部 法律の概要

第1章 全体の概要

Q1	法律の趣旨・目的	2
Q2	法律の全体像	6
Q3	施行期日	9
Q4	各制度の影響を受ける主な事業者	10
Q5	基本方針	11

第2章 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

Q6	制度の趣旨・目的	14
Q7	制度の概要	21
Q8	安定供給確保基本指針	24
Q9	制度の対象となる特定重要物資	28
Q10	供給確保計画とその認定	41
Q11	支援の内容	45
Q12	事業者の義務	48
Q13	特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資	51

第3章 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

Q14	制度の趣旨・目的	52
Q15	制度の概要	58

目次

Q16	施行期日	63
Q17	制度の対象となる事業	66
Q18	制度の対象となる事業者	69
Q19	必要となる手続（届出・審査）	72
Q20	行政による措置・情報提供	75

第4章 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

Q21	制度の趣旨・目的	79
Q22	制度の概要	85
Q23	制度の対象となる特定重要技術	90
Q24	人材の養成	96
Q25	協議会の設置・運営	99
Q26	指定基金の指定	114
Q27	調査研究の実施	119

第5章 特許出願の非公開に関する制度

Q28	制度の趣旨・目的	126
Q29	制度の概要	128
Q30	特許出願非公開基本指針	131
Q31	特許庁長官による審査（第1次審査）	133
Q32	内閣総理大臣による審査（第2次審査）	136
Q33	制度の対象となる技術	139
Q34	保全指定による制限	146
Q35	外国出願の禁止	148
Q36	損失の補償	152
Q37	後願者の通常実施権	153
Q38	施行期日	154

第2部 企業における実務対応

第1章 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度

- Q39 自社が特定重要物資の安定的な確保に関する制度にかかわるか否かの確認 156
- Q40 認定を受けるか否かの検討（メリット・デメリット） 160
- Q41 取引先等が認定供給確保事業者である場合の影響・対応 161

第2章 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度

- Q42 自社が基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度にかかわるか否かの確認 163
- Q43 届出の方法 167
- Q44 届出・審査のスケジュール 170
- Q45 届出義務や勧告・命令に反した場合の不利益 173
- Q46 経過措置 176
- Q47 社内体制の整備 179
- Q48 委託先の事業者との間で講ずべき措置 183

第3章 先端的な重要技術の開発支援に関する制度

- Q49 自社が先端的な重要技術の開発支援に関する制度にかかわる場合① 186
- Q50 自社が先端的な重要技術の開発支援に関する制度にかかわる場合② 191
- Q51 他社が先端的な重要技術の開発支援に関する制度に

目次

	かかわる場合	193
Q52	経済安全保障推進法による官民協力の特徴	196
Q53	セキュリティクリアランス制度	198

第4章 特許出願の非公開に関する制度

Q54	自社が特許出願の非公開に関する制度にかかわる 場合	202
Q55	特許出願の非公開に関する制度との関係で注意点	204
Q56	内閣総理大臣からの通知に対する対応	205

【参考資料】	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の 確保の推進に関する法律	206
---------------	---------------------------------------	-----

・ 事項索引	253
・ 執筆者略歴	255